

口蹄疫関連通知等

写

23消安第3309号
平成23年10月1日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出に係る留意事項について

貴職におかれましては、日頃から農林水産行政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

今般、本年4月4日に公布された家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）により、農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状（以下「特定症状」という。）を呈している家畜を発見した獣医師又は家畜の所有者は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第13条の2第1項の規定に基づき、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出ることとされました。

これに伴い、当該届出に関する具体的な手続を定めるため、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）が改正される（別添1）とともに、当該届出が必要な症状を定める告示が制定され（別添2）、いずれも本日から施行されることとなりました。

つきましては、このことについて、留意すべき事項を下記のとおりお知らせいたしますので、御了知いただくとともに、本制度の適切かつ円滑な運用に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 届出が必要な症状に関する周知徹底について

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの早期の発見・通報に万全を期する観点から、対象家畜を飼養する農場に対し、特定症状を呈している家畜が確認された場合には法第13条の2第1項の規定に基づいて管轄の家畜保健衛生所に届け出るよう、特定症状の内容及び届出の際の連絡先について、周知徹底すること。

2 家畜防疫員が立入検査を行った場合の届出について

獣医師又は家畜の所有者から、特定症状を呈する家畜についての届出があった場合には、都道府県は農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告の上、家畜防疫員による立入検査を実施するなど、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「口蹄疫防疫指針」という。）及び高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「鳥インフルエンザ防疫指針」という。）に従って対応すること。

立入検査の結果、特定症状に明らかに該当しないと家畜防疫員が判断できた場合には、法第13条の2第4項の規定による農林水産大臣に対する報告は要しないが、それ以外の場合には必ず都道府県畜産主務課を通じて農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に連絡すること（異常家畜の通報時における従前の対応と同様）。

3 死亡の理由が口蹄疫又は高病原性鳥インフルエンザ以外によることが明らかな家畜における対応について

次に例示する場合などについては、死亡の理由が口蹄疫又は高病原性鳥インフルエンザ以外によることが明らかな場合として、特定症状に該当しないものとして差し支えないものとする。ただし、当該農場に対し、家畜に更なる異状が認められた場合には通報するよう指導するなど、引き続き当該農場における異状の把握に努めること。

（例）

- ・ 同一の畜房内において半数以上の哺乳畜が当日及びその前日の2日間において死亡している養豚場において、子畜の死亡が継続しており、その原因がPRRSウイルスなど既知の病原体であることが確認されている場合であって、獣医師が、親畜及び子畜の症状等から、死亡の理由が当該病原体によるものであると判断した場合
- ・ 家きんの飼養羽数が少ない（概ね100羽未満）ため、過去21日間の平均死亡羽数が0羽であるにもかかわらず、1羽が死亡したことにより、その日の死亡率が過去21日間の2倍を超えてしまう場合であって、同居家きんにチアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザを疑う症状が認められない場合

4 農林水産大臣に対する報告について

法第13条の2第4項の規定による農林水産大臣に対する報告は、動物衛生課経由で、原則として電話で行うこととし、当該報告に当たっては、同項の規定によるものであることを明らかにすること。

5 農林水産大臣に対する検体の提出について

法第13条の2第4項の規定による農林水産大臣に対する検体の提出は、口蹄疫を疑う場合に限り行うものとする。なお、その際検体の具体的な提出先は、口蹄疫防疫指針に定める方法により、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所海外病研究施設（以下「動衛研」という。）とすること。

6 判定結果の通知について

法第13条の2第5項の規定による判定結果の通知は、動物衛生課が都道府県畜産主務課経由で、同項の規定によるものであることを明らかにして、原則として電話で行う。なお、この際、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについてそれぞれ次の区分により判定を行い通知することとしている。

(1) 口蹄疫

① 「患畜」

- ・ 口蹄疫防疫指針における患畜の判定要件を満たす場合

② 「疑似患畜」

- ・ 口蹄疫防疫指針における疑似患畜の判定要件を満たす場合

③ 「患畜又は疑似患畜であるとはいえない」

- ・ 家畜防疫員による立入検査の結果及び専門家の意見等を踏まえ、動衛研に検体を送付する必要がないと判断した場合
- ・ 動衛研における遺伝子検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査の結果、口蹄疫の感染が否定された場合

(2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

① 「患畜」

- ・ 鳥インフルエンザ防疫指針における患畜の判定要件を満たす場合

② 「疑似患畜」

- ・ 鳥インフルエンザ防疫指針における疑似患畜の判定要件を満たす場合

③ 「患畜又は疑似患畜であるとはいえない」

- ・ 家畜防疫員による立入検査の結果及び農場での簡易検査の結果並びに専門家の意見等を踏まえ、家畜保健衛生所において検査を実施する必要がないと判断した場合
- ・ 家畜保健衛生所における遺伝子検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの感染が否定された場合

7 患畜又は疑似患畜であるとはいえないと判定された場合の対応について

法第13条の2第5項の規定による判定は、獣医学的知見に基づき家畜の健康状態について診断するものではなく、都道府県から報告された情報を上記6の(1)の①から③及び(2)の①から③の判定の基準に照らして、患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定するものである。ただし、患畜又は疑似患畜であるとはいえない旨の判定は、当該事例が口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザに感染していることを完全に否定するものではないので、当該判定がなされた場合(ウイルス分離検査の結果が判明した場合を除く。)にあっては、当該判定後も口蹄疫防疫指針又は鳥インフルエンザ防疫指針に基づいて経過観察を実施するとともに、当該農場における異状の早期の発見・通報のための指導等を徹底すること。

8 患畜又は疑似患畜発生の届出について

法第13条の2第5項の規定により患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、改めて法第13条第1項の規定による届出を要しないものとする。

事 務 連 絡
平成23年10月18日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課国内防疫調整官

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置
の実施に当たっての留意事項に関する補足について

平素から家畜衛生対策の推進に御協力いただきありがとうございます。

さて、口蹄疫（以下「本病」という。）の防疫対策については、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表）及び口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置に当たっての留意事項について（平成23年10月1日付け23消安第3410号農林水産省消費・安全局長通知。以下「留意事項」という。）に基づき行うこととなっているところです。

留意事項第4の1の（2）において、異常家畜の検体の水疱上皮の保存については、「pH7.2～7.6に調整された0.04Mのリン酸緩衝液又はMEMに入れる」としてありますが、本病ウイルスはわずかなpHの高低でも不活化されてしまうおそれがあることから、当該液は必ず作成後1ヶ月以内で、pHが7.2～7.6であるものとするを厳守してください。

なお、上記の当該液がない場合は、通常の検査業務の中で使用しているリン酸緩衝液（ダルベッコPBS(-)粉末を使用法に従って溶解・滅菌したpH7.4のもの）で代替されても差し支えありません。

【連絡先】

農林水産省消費・安全局動物衛生課

防疫企画班 担当：嶋崎、伴

TEL：03-3502-8292

FAX：03-3502-3385

写

23消安第6343号

平成24年3月23日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

口蹄疫の発生を疑う農場に対する立入検査を行った場合における異常家畜の
写真の送付等に当たっての留意事項について

口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見した旨の通報（以下単に「通報」という。）
があった農場に対する立入検査を行った場合において、農林水産省消費・安全局動物衛生
課（以下「動物衛生課」という。）に対し、異常家畜の写真を送付し、及び同居家畜の状
況等を報告していただく際に留意すべき事項を下記のとおり示しますので、御了知いた
くとともに、口蹄疫の発生予防及びまん延防止の徹底に御協力いただきますようお願いい
たします。

記

1 臨床検査の実施等について

- (1) 家畜の所有者や獣医師（以下「所有者等」という。）からの通報の内容を過信せず、
改めて当該農場内における異状の有無を確認すること。
- (2) 当該農場と周辺農場との距離、当該農場における飼養衛生管理の実施状況、飼養ス
テージに応じた当該農場内における家畜の移動状況や異常家畜の配置等、当該農場内
における伝染病の発生の有無を判断する上で参考となる事項についても確認するこ
と。
- (3) 口蹄疫に特徴的な病変の有無だけではなく、元気・活力、食欲、体温等の一般的な
臨床症状についても確認すること。
- (4) 飼養家畜に異状が認められた場合には、当該異状の発生時期や履歴について、所有
者等による観察の頻度や記録等も考慮して確認すること（異状自体がなかったのか、
観察されなかっただけなのか）。
- (5) 臨床検査に必要な保定、開口等により、病変部位等を損傷しないように注意すると
ともに、病変や臨床症状の記録に当たっては、これらの措置による影響（体温の上昇
等）がないか注意し、その可能性がある場合には、その旨を記録すること。

2 写真の撮影について

- (1) 撮影中に家畜が動くことにより写真が不鮮明にならないようにするため、保定を確実に行うこと。
- (2) 撮影に携帯電話等を用いる場合には、感度やシャッタースピードの不足により、鮮明な写真が撮影できないことがあることから、適切な写真が得られる性能を有する撮影器材を用いること。
- (3) 暗所においても明瞭な写真が得られるよう、撮影に当たっては、ブラインド等を一時的に開放したり、必要に応じてフラッシュを用いること等により照明を確保すること。なお、フラッシュを用いる場合には、病変部が光の反射によって白くつぶれる場合があるので、角度の調節等により目的とする部分が鮮明に見えるように注意すること。
- (4) 奥行きのある病変部の近接撮影では、被写体の一部にのみ焦点が合う場合がある（被写界深度が浅い）ことに注意し、必要な部分に焦点が合うように調節すること。
- (5) 1つの部位について必ず複数回撮影し、パソコン等の画面で確認するか、デジタルカメラ等の画面で拡大表示することにより、最も鮮明な写真を選択して送信すること。
- (6) 異状が認められた家畜については、病変の好発部位の全てについて病変の有無をよく確認するとともに、病変の有無にかかわらず好発部位は必ず撮影する必要があること、また、全身の状態を確認する観点から、全身の外貌についても撮影する必要があることから、異常家畜については、少なくとも次の写真を撮影し、送付すること。なお、病変部については、その状態が確認できるよう、適宜写真を追加すること。

ア、牛について

- ① 外貌（全身。開口検査の前に撮影する。）
- ② 頭部（口唇周辺の流涎の状況が分かるもの。開口検査の前に撮影する。）
- ③ 上唇（粘膜面）、歯床
- ④ 口蓋
- ⑤ 舌（表面及び裏面。病変がない場合には、少なくとも表面。）
- ⑥ 鼻（鼻鏡、鼻腔）
- ⑦ 蹄（蹄冠部。病変がない場合には、少なくとも1肢。）
- ⑧ 乳頭

イ、豚について

- ① 外貌（全身）
- ② 舌
- ③ 鼻（鼻端）
- ④ 蹄（蹄冠部。病変がない場合には、少なくとも1肢。）
- ⑤ 乳頭

(7) 陽性判定時に備え、防疫作業における作業者の移動経路（動線）の検討や殺処分を行った家畜の搬出方法の検討等に資するため、農場及び畜舎の状況についても適宜写真を撮影すること。

3 写真等の送付について

(1) 病性の判定には、異常家畜の写真に加えて、疫学情報（「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置に当たっての留意事項について」（平成23年10月1日付け23消安第3410号農林水産省消費・安全局長通知）の別記様式3）が不可欠であることから、異常家畜の写真及び疫学情報の両方を遅滞なく送付するよう留意すること。

(2) 疫学情報については、内容に誤りがないかの確認を徹底するとともに、手書きのものをファックスにより送信することや、デジタルカメラで撮影してその写真を送付すること等により、早急に送付できるよう工夫すること。

(3) 写真については、ファイル名の変更やファイルへの注釈の記入、撮影時の番号札の活用等により、少なくとも個体の識別が行えるようにすること。また、迅速な送信を優先することとし、過度な編集は行わないこと。

(4) 写真1枚当たりのサイズは、少なくとも長辺1,024ピクセル以上、短辺768ピクセル以上（80万画素相当以上）とすること。

(5) 写真の送付に当たっては、携帯通信機器の利用、農場の通信機器の利用、最寄りの都道府県施設の利用等により、家畜保健衛生所に戻ることなく送信できるよう工夫すること。